

Title	第十九世紀に於ける独逸經濟發達の一斑 (二)
Sub Title	
Author	高島, 佐一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.8 (1915. 8) ,p.935(103)- 941(109)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150801-0103

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に、他方自らパン焼たり、屠牛者たり、大工たり、石工たり、紡織工たり、染工たり、又石輪製造家たり、醸造家たりしものにして、其専ら商工業に従へる者の如きは眞に僂指するに過ぎず。村落住民は自家製の亞麻羊毛を用ゐて自家用の被服を織り、特別の場合に於てのみ特定の仕事を營むが爲めに自己外の專業者を招請す。而て紡織の事は殆ど全く、家女の營む所なりき。

之と略同様の經濟狀態は大なる莊園に於ても等しく存在したりき。獨逸の東「エルビア」地方に於ては其領地内の附屬住民が需要する凡ての物件は能ふ限り領地内に於て生産するを原則とせり。都會に於ける經濟狀態も之と相去ること遠からずして、縦ひ既に獨立專業の商業者及手工者存在したりと雖も、未だ生産經濟及消費經濟間に截然たる分化なく、爲し得る限り外部の手助けを藉らずして、二種經濟を一家内に兼

ね行はんとする慣行風を爲せり。即ち物資を購ふにしても製品を求る代りに原料を手工者に渡し概ね自宅に招きて工作を加へしめたり。都會地にありては唯極めて少數の手工者が自己の計算に於て營業しつゝありしを見たりと雖も、其多數は極めて窮乏せる生活を支へたりしに過ぎずとす。(註)

註、要するに是れ當時未だ謂ゆる貨幣經濟 Geldwirtschaft の降誕なく、自然經濟 Naturalwirtschaft が都鄙に遍ねかりし狀を描せるもの、此經濟狀態は英國に於ても曾ては存在したりしものにして「フランス」敎團や「ドミニク」敎團の僧侶が四民平等の教を高調して頻りに「アダム狩りイーズ」紡げる時、げに其時しも誰ぞ貴人たりしは」

When Adam dalf and Eve span

Who was then the gentleman?

と説けりし如き、其狀を寫し得て眞に迫れり

當時亦階級的思想の熾烈なるや、第十四世紀末に於ける英國の平民詩人、實に貴族詩人「チョーサー」と好個の對照なりと傳へられたる「貧民の爲に歌へる寢れ詩人」たる「ラングランド」すら、猶「一片の土地を有せず唯其手に依りて命支ふる勞働者」

labourers' landless, that live by their

hands, "には「一掬の涙を吝みたりといふ。

(Ashley of F. cit., pp. 51, 101.)

斯る原始的生産方法及生業狀態は當年久しく獨逸社會に見たる所のものなりと雖も、他方經濟事情に關する制度組織には農奴制度あり又仲間組合制度ありて、夙に中世的施設も尠なからざりき。東部獨逸に於ける莊園主の譜代的隸民たる農僕の多數は領主に對して盡す可き多數且苛重の義務を負擔し、其許談を得ずして土地を離るゝこと能はず、又婚姻を結ぶことすら不法なりとせられ、隸民の兒女は檀りに職業を選定

すること能はず、成人の後は輕微の報酬を受け其勤勞の全部を領主に捧げざる可らずして屢々體刑を受くるも之を甘んせざる可らざりき。農業の全組織、寧ろ當時に於ける經濟的活動の大部分の組織は實に此農奴制度の上に築かれたるものにして、中世經濟史上顯著なる一大制度たることを失はずと雖も、此制度は獨逸の或地方に於ては早くも第十八世紀の末葉既に全く廢棄せられたるを見る。然れども「ハルデンマルヒ」が其備忘録中に手記したりしが如く「尊重す可き其道德と宗教とを保有しつゝ、君主專制の下に民主的原則を實現する」の目的を以て普魯西政府が農奴制度の廢棄を決定したるは遙に後れて一八〇七年の事に係り、又大地主が既に「フリードリヒ」大帝の治下に享有したりしと同「狀態を保障せる改革が汎く一般農民に賦與せられたるは更に近く「一八一二年に屬するなり。而て是等の改革は土地耕耘の成績を佳良な

らしめて同一地積の生産高を増加し、人口稀少なりし東部地方は爲めに多數の移住民を招來する餘地を遺するに至れり。

註、嘗に土地制度と謂はず實に中世全經濟の柱軸たりし農奴制度 *serfdom*, *Leibeigenschaft* 及莊園制度 *manor*, *Rittergut* は、廣く同時代に於ける西歐中歐の經濟組織と不可離の關係を有する一大研究事項に屬し、大陸殊に獨逸に於ける近世史家の深遠熱心なる研究の結果今や闡明の功其成を告げたるに庶幾し、寔に「アッシュレー」教授が論せる如く「當年の全組織、否寧ろ經濟的活動の大部分を籠蓋する組織は殆ど凡て此農奴制度の上に築成せられ」たるもの、教授の「斯る重大なる問題」と謂ひて力説を吝まざりしは效なしとせず。今教授の簡潔明快の叙説に従ひて二三の事項を紹介す可し。(Ashley, op. cit., pp. 18, 19, 47, 48) 農奴の語は明に羅甸語の奴隸

servus の英語化せるものなりと雖も、奴隸制度とは全く別箇の觀念に屬し、單に莊園隸屬の狀態を謂ふに過ぎずとす。強制労働者たることは奴隸と異なるなしと雖も、獨立の家族生活を營み所有權少くとも其勤務に依りて得たる動産の所有權を有する點に就ては寧ろ第十三世紀頃に於ける英國の小農民の狀態と相近し。即ち知る、農奴制度は明に古代の奴隸制度と近世の自由制度との中間に位するものなることを。哲人「アリストートル」も奴隸が文明社會の必要なる組織たるを認めたる如く古代の經濟社會は一に奴隸制度の上に立脚し、近世の經濟が少くとも形式上理論上は箇人の自由及契約の自由の上に成立すると等しく、中世の農奴制度は當時に於ける社會發達の進化を代表するものたる可し。英國に於て斯る制度は既に第十三世紀に終れりと雖も、東部獨逸にありては第十九世紀に入れるまで

殘存し、匈牙利、露西亞、波蘭に至れば實に第十九世紀中葉まで遺存したりしを見る。蓋し強制労働 *Frohnden* の功程の劣弱なるは識者の夙に痛論したる所、文明教化の發展に伴ひ、奴隸制度倒れ農奴制度亦消え去れるは其所なりとす。此か誇張せられたるの跡なきにあらねど、一學者の所説聽く可きものあり、曰く「第十八世紀中頃地利に於ける農奴の労働功程は自由労働者の夫れの三分の一に均し」と。乍序「アッシュレー」教授が邦國に依る史的發展の相異を論じて「歴史的發展は決して規則的に凡て或特定の方向に推移するものにわらず、史的發展には凸凹屈伸上下進退ありて必ずしも歸一することなし」と喝破したるは味ふ可し。かの世界史を説き時代を劃するに、諸國を一括し漫然形式的に年代を縦斷して上、中、近世となし、各國特異の史的發展の階級方向形式遲速等を無視せる時代

分の一般化を試むる如きは嘗に不自然なるのみならず會々觀念錯誤に陥らしむ可きを以て必ず各國民の史的發展の相異を加量し年代を縦斷すると共に之に配當するに各邦國を横斷し、以て實際的の時代分を劃するの緊切なるを覺ふ。「ランプレヒト」教授夙に之を説く。

(其二)

農業改革は斯くして農奴制度の顛覆に依り成就せられたりと雖も、商工業の經濟狀態も亦著大の改善を必要とするものあり、而て其第一に來るものは必ず職業自由の承認ならざる可らず。第十九世紀の始め佛蘭西の治下に移れる舊獨逸領にありては此原則の既に宣明せられたるを見しを以て、普魯西も一八一一年其跡を踏襲し、從來規定職業に従はんと欲する者は何人とも、必ず身分證明書を提示して仲間組合の承認を経ることを要すとしたる制度を廢棄した

農業改革は斯くして農奴制度の顛覆に依り成就せられたりと雖も、商工業の經濟狀態も亦著大の改善を必要とするものあり、而て其第一に來るものは必ず職業自由の承認ならざる可らず。第十九世紀の始め佛蘭西の治下に移れる舊獨逸領にありては此原則の既に宣明せられたるを見しを以て、普魯西も一八一一年其跡を踏襲し、從來規定職業に従はんと欲する者は何人とも、必ず身分證明書を提示して仲間組合の承認を経ることを要すとしたる制度を廢棄した

り。此改革も亦農奴制度の撤廢と均しく獨逸經濟の維新的發達に對し實に非常に價値ある礎石を構成したるものたるなり。制度の改革刷新は茲に成れり。然れど第十八世紀の末葉既に早くも英國產業界を革命せる近世の技術的發達は獨逸が通商關係の索漠たる多數の經濟的領域に切離たれ、又其交通運輸上の便益が斯く憐れなる状態に存する限り、同國には何等の效用を齎し來ることなし。更に資本の方面を顧みれば、獨逸金融上の勢力は奈翁戰後全く枯渴せられて復た速に起つゝの弾力性を缺く、隨て斯る機械力蒸氣力の發生に當然追従し來る可き鉅大の資本に對する需要に應じ得る所あらんとするには正に經濟的努力を傾倒するも猶相當の年所を閲せる後を期せざるあらず。然れど獨逸上下の奮勵其功を奏し、一八三〇年代の央には此經濟的逆勢概ね霧消して其跡なからんとせり。

註、長く主農國たりし獨逸中世經濟の支柱

位内には一人の親方、弟子及旅職の三階級あり、仲間組合は自治制の上に成り、其地域内にありては完全に獨占の利益を收めたり。思ふに謂ゆる市場生産未だ起らず註文生産廣く行はれ、隨て市場を創立する要なく、機械を使用せず重もに手工に依りて小規模生産を營み、熟練及名聲が資本よりも尊重せられたる中世工業に於て仲間組合の制度は一度は必ず發生す可きものに屬し、現今支那に於ける仲間組合は中世歐洲の夫れと彷彿せる組織機關を有すと傳へらる。斯く觀じ來れば仲間組合の制度は各國產業發展の途上に於て必ず經過す可き一階級なるが如し。乍併内には漸くにして市場を獨占せんとする少數の親方と旅職との争闘起り、外には高價且工期大なる機械の發明ありて大規模生産行はれ、資本の威力他の生産要素を壓倒し、資本家企業者は單に市場を發見擴張するのみならず、更に進みて

が農奴制度に存し隨て其運用も亦同國にありて最も見る可きものありしが如く、英獨諸國殊に早く商工業の發達し第十四世紀の末葉既に多數の手工者が都會地に集合したりし英國中世の工業組織を代表せるものは仲間組合又は同職組合 *guild, craft, craftsgild, gild company* にして制度組織としては英國に於て最高の發達を示したり。一都會に於て何等かの手工業を營まんには、先づ必ず其仲間組合に加盟することを必要とし「アッシュレー」教授の言へる如く、「同職組合は單に一特定の職業に従事せる市民の間 *among* の組合たりしに止まらずして、觀念上及實際上其從業者の凡て之の團體」たりき。斯くて之に屬せざるものは何人と雖も其地域内に於て同業に従ふことを得ずとせらるゝものなりしを以て、強制加入は輒ち其職業上の獨占權を取得する所以たりしなり。其組織を言へば、手工者の各單

生産の方向を決定し、組織し且調節するに至りたれば、此仲間組合の制度は遂に崩壞を免れ得ざるに至りき。尤も學者は工業制度發展の階段を分ちて家族制 *Family or household system* 仲間組合制 *guild or handicraft system* 家内工業制 *domestic system or house industry* 工場制 *factory system* の四を爲すを通例と爲し、仲間組合の瓦解直に其後を襲ひたるものは、自己の計算を以て原料の供給製品の販賣及勞働の雇傭に當る商業的仲介者の存在を以て特徴とする第三期家内工業制 *Haus-industrie* なること明なりと雖も、中世及近中世に亘り最も長く工業制度を象徴し生産の樞軸をなせるものとして、終に之を職業を選定するに身分證明書 *Befähigungsnachweis* を組合に提示し之に加入することを絶對の要件とせる工業發展の第二期仲間組合制度 *Zunftwesen* に求めざる可らざる也 (Ashley, pp. 25-43. also pp. 93, 94)